

さいたま市概算数量発注方式実施要領

1. 趣旨

本要領は、さいたま市が発注する土木工事について、設計積算業務及び入札事務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取り扱い事項を定めるものである。

2. 用語の定義

- (1) 「概算数量発注方式」とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、工事現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を工事記録で行い、契約変更を行うものをいう。
- (2) 「概算数量」とは、次に示すいずれかの方法で算出された設計数量をいう。
 - イ) 設計図書に示した平面図や標準横断図等から数量を示し、これにより算出した設計数量
 - ロ) 詳細設計業務の成果によらず算出した設計数量

3. 対象工事

概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額5千万円未満の工事を対象とする。

4. 概算数量発注方式の明示

(1) 公告文への明示

別紙1を参考に公告文に概算数量発注方式による発注である旨明示し、入札参加者に周知する。

(2) 仕様書及び特記仕様書への明示

仕様書の工事大要欄に「概算数量発注方式による発注」と明記するとともに、概算数量である箇所について工事仕様書の摘要欄に「概算数量」と記載する。

また、別紙2を参考に追加特記仕様書において設計図書の照査、工事記録による指示及び現場精査に基づき設計変更を行う旨明記する。

5. 設計変更等の手続き

(1) 設計図書の照査、工事記録による協議等

「さいたま市建設工事請負契約基準約款」、「土木工事共通仕様書」、「さいたま市土木工事監督要綱」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。

(2) 設計変更

工事記録により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

(3) 変更契約の範囲

変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(4) 変更理由

「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更を行う。」と記載する。

6. その他

(1) 構造計算若しくは安定計算及び用地買収を伴う変更については、必要となる構造計算若しくは安定計算及び用地買収を発注者の責任において行う。

ただし、それらが工期内に完了する見込みがない場合には当該部分を工事範囲から除外するものとする。

(2) この要領は平成26年4月1日から施行する。

別紙 1

公告文への記載（例）

1 入札対象工事

その他

本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。

追加特記仕様書に記載のとおり、設計図書の照査及び工事現場の精査後、必要に応じ変更する。

なお、予定価格は工事仕様書の数量に基づき、算出している。

このため、入札参加者は工事仕様書の数量に基づき入札金額を見積ること。

別紙 2

追加持記仕様書（記載例）

第〇条 概算数量発注方式

本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。

- ・ 工事仕様書の適要欄に「概算数量」と記載したとおり、設計数量は概算数量であり、設計図書の照査及び現場精査後、必要に応じ変更する。

- ・ 設計変更

- （1）設計図書の照査、工事記録による指示等

- 「さいたま市建設工事請負契約基準約款」、「土木工事共通仕様書」、「さいたま市土木工事監督要綱」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。

- （2）設計変更

- 工事記録により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

概算数量発注方式フローチャート



